別表第〇九一〇・一二号中「

㈡　その他のもの	
A　乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税
B　その他のもの	五％

」を

㈡　その他のもの	五％

に改める。

別表第一〇〇八・六〇号を次のように改める。

一〇〇八・六〇	ライ小麦	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	一キログラムにつき六五円

別表第一二類に備考として次のように加える。

備考

1　あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、おかみさんざしの果実、おかめざくらの葉及び花、おかめざくらの葉及び花、かきどおしの果実、かたばみの種、カシア・トラの種、かたばんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいだいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばなおいかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしょうこの葉及び花、ごしゅゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、さくさくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゅゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎょうの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せっこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちょうせんごみしの果実、ちょれいまいたけの菌核、ちりめんおおじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及びはまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぽぽの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほんごしゅゆの果実、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの花、マグノリア・ビオンディイの花、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの果実、レオヌルス・シビリクスの葉及び花、れんぎょうの果実並びにロファテルム・シネンセの葉

別表第一二一・九〇号中「りんどう、ゲンチアナ根」を「りんどう属の植物の茎及び根」に、「及び」を「並びに」に、「

四　その他のもの	
㈠　茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥し、砕き又は粉状にしたものを除く。）	五％
㈡　その他のもの	無税

」を

四　その他のもの	五％

に改める。

別表第二八一一・一一号中「三・九％」を「無税」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第十一項を第十四項とし、第七項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の三項を加える。

7　開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等（船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であつて、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷（コンテナーに詰められているものに限る。）の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8　前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者（以下この項において単に「荷送人」という。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

9　前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）又は書面の提出により当該報告を行うことができる。

第十五条の二第一項中「又は第七項」を「、第七項、第八項又は第十項」に改める。

第十六条第一項中「又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項」を「（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第十項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十一項又は第十八条第四項」に改め、同条第二項中「積卸」を「積卸し」に、「呈示」を「提示」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをしてはならない。ただし、これらの報告に代わるべきものとして政令で定める報告があつた場合であつて、政令で定めるところにより税関長の許可を受けたときは、この限りでない。

第十七条第一項中「外国貿易船又は外国貿易機」を「外国貿易船等」に改める。

第十八条第一項中「（次項において「短期出港等の場合」という。）」を削り、「第十五条第一項」を「第十五条第三項」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「税関に提出しなければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を」を削り、同条第三項中「第十五条第七項から第九項」を「第十五条第十項から第十二項」に改め、同項ただし書中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、同条第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に改める。

第六十七条中「にあつては、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。）第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る」を「を除く」に改める。